

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

## 証拠説明書

(控訴審第36準備書面関係。甲497-515)

2017年（平成29年）11月1日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲497	福井新聞記事 4件 写し	平成29年 1月22日等	福井新聞社	記事①「関電、クレーン倒壊原因特定できず 高浜原発、強風では？」(1月22日) 記事②「クレーン倒壊、労基署が調査着手 関西電力高浜原発で20日に事故」(1月24日) 記事③「強風対策を守らず クレーン転倒か 高浜原発、誤った向きで駐車」(1月26日) 記事④「風速49mでクレーン部品変形か 関電と元請けにリスク管理の甘さ」(2月9日)	

甲498	高浜発電所構内におけるクレーンジブ倒壊に係る関西電力からの報告に対する評価及び今後の対応について	写し	平成29年3月1日	原子力規制庁	表題の通りで、甲502と同内容である。	
甲499	福井県気象警報・注意報【気象特別警報・警報・注意報】	写し	平成29年1月20日発表	気象庁（気象庁防災情報XMLデータベース）	<p>1月20日午前4時42分に、強風注意報が出たこと。「福井県では、20日昼過ぎから強風に、20日昼過ぎから21日明け方まで竜巻などの激しい突風や落雷に、20日まで低温に注意してください」といわれていた。クレーンは操作を中止するルールのはずである。にも関わらず、一審被告はこの情報を黙殺した。勿論一審被告はこれに対し何らの対策を取らなかった。のみならずその違法の事実を長期間公表しなかった（甲502、510などと甲511を対照のこと）。しかもこの注意報は竜巻への注意も内容としているが一審被告は無視した。一審被告は竜巻については万全の対策を取ったのではないのか。それが嘘であることが明らかになった。</p> <p>以上の事実のみでも一審被告に危険な原子力発電所を稼働させる資格能力は無い。</p>	

甲500	警報・注意報 発表基準一覧 表	写し	平成29年 7月4日	気象庁	強風注意報は、陸上で平均風速12m/s以上と予想される時に発令される。 福井県では、暴風警報は、陸上で平均風速20m/s以上と予想される時に発令される。瞬間風速が40m/sを超えることは当然予測できる（甲509）のに一審被告は何らの対策を取らなかった。
甲501	福井県気象警報・注意報 【気象警報・注意報】	写し	平成29年 1月20日 発表	気象庁（気象庁防災情報XMLデータベース）	1月20日午後4時42分に暴風警報が出たこと。 「福井県では、20日夜遅くから21日未明まで暴風に、20日夜遅くから21日明け方まで高波に警戒してください。」この情報すら工事業者に伝達を怠り、かつ何らの対策を取らなかった。すなわち一審被告はクレーンを折りたたむという対策を取ることを怠った。
甲502の1	高浜発電所2号機クレーン倒壊の原因と対策について	写し	平成29年 2月8日 発表	一審被告	事故の概要、原因、問題点を説明したもの。第36準備書面で引用。
甲502の2	高浜発電所2号機クレーン倒壊の原因と対策について	写し	平成29年 2月8日 発表	一審被告	同上
甲503	高浜発電所2号機クレーン倒壊にかかる敦賀労働基準監督署からの指導票に対する改善措置の報告について	写し	平成29年 3月29日 発表	同上	高浜発電所2号機クレーン倒壊に関し、平成29年3月23日に一審被告は敦賀労働基準監督署から指導票を受領した。 それに対する改善措置を取りまとめ、敦賀労働基準監督署へ報告した内容が記載されている。

甲504	「関電の原発運営『信頼できず』＝高浜クレーン倒壊で 福井県」と題する記事	写し	平成29年 2月8日	時事通信社	表題及び控訴審第36準備書面で引用した通り。「2度と同様の事故を発生させないという固い決意の下、取り組んでいきたい」とあるが、この程度の事故が防げなかったのに、より危険・複雑、対処困難な事故は防げない。
甲505	「高浜原発クレーン事故で関電が京都府に原因と対策を報告、山田知事『責任が明確でない』と再提出求める」と題する記事	写し	平成29年 2月9日	産経新聞社	表題及び控訴審第36準備書で引用した通り。
甲506	「福井・高浜原発 クレーン事故 関電が市長に陳謝原因と対策報告 舞鶴/京都」と題する記事	写し	平成29年 2月10日	毎日新聞社	多々見市長は「マニュアルの想定外の事態を複数予想して対策をたてるのが危機管理だが、関電は全く不十分」と批判。
甲507	ニュース記事（関電社長が資源エネルギー庁長官と会談し、事故を謝罪した）	写し	平成29年 2月17日	日本テレビ（株）	控訴審第36準備書面で引用した通り。「事故を謝罪した上で再発防止を徹底する方針を説明した。」とされるが、信用性は無い。
甲508の1	建設工事用クレーンの強風対策（1）	写し	平成29年 3月1日	日本クレーン協会	クレーンの安全対策を記載。特に（2）にはクレーンの機種ごとに強風、暴風対策を記載。しかし、この内容は、甲502には全く触れられていない。

甲508の2	建設工事用クレーンの強風対策（2）	写し	同上	同上	同上	
甲509	お天気まめ知識 最大風速と最大瞬間風速	写し	平成29年5月2日(DL)	金沢地方気象台	ここにあるとおり、暴風警報が出れば風速50メートルにも及ぶ可能性がある。しかも高所では更に強い風が吹く。一審被告の「42mに耐えられる」という認識でも、対策として不十分であり、実際により強い風によって事故が起こった。すなわち、「瞬間風速は平均風速の1.5から2倍近い値になります。暴風警報が発表され、『25メートルの暴風の恐れがある』といった場合、瞬間風速では50メートル近い風が吹く可能性がありますので、注意が必要です」。	
甲510	高浜発電所2号機クレーン倒壊の対応について	写し	平成29年4月7日	一審被告	原発周辺自治体の事故、再稼働に不信が強いことに対応するためか、事故を踏まえた安全対策について、追加的に説明した文書である。当然のことが述べられているに過ぎない。すぐ後に次号の通り同旨の文書が出ている。	

甲511	クレーン倒壊事故を踏まえた改善について	写し	平成29年5月11日	一審被告	<p>事故から3ヶ月以上もたってからようやく事実関係を公表した文書だが、「風、雨等の気象警報をリアルタイムに把握する仕組みが無かった。」なら、そのような基本的なことが出来ない一審被告に「原子力発電所という特殊な」、危険な、設備を稼働させる能力資格は無いし、注意報も警報も出ない地震津波等の原発事故の対応が出来る訳が無い。</p> <p>また、この文書で初めて「平均風速10m/秒で作業中止という具体的な風監視の方法までの要求は実施していなかった。」ことを認めただが、それが安全規則違反であることを認めていな</p>	
甲512	「高浜再稼働、関電に不信感 京都府知事」と題する記事	写し	平成29年5月15日	京都新聞社	<p>表題の通り。ここで一審被告側が述べた対策は、当然にすでに行っているべき当たり前の対策である。</p> <p>「豊松副社長はこの日、クレーン事故、原子炉停止、水漏れの三つの事故がたて続けに起きた原因に、関電の関与不足、チェックやリスク管理の不足があったとして、土木建築を統括的に管理する副所長ポストを高浜原発に設けることなど、新たな防止策を説明した。」</p> <p>これに対し山田知事は「原子炉運営に対する責任感や能力に不信感を抱かざるをえない」と指摘した。</p>	

甲513	「高浜原発クレーン倒壊『論外』福井県原子力専門委で委員長」と題する記事	写し	平成29年 2月14日	福井新聞社 (フクナワ)	表題及び控訴審第36準備書面で引用した通り。「論外」の一審被告に原子力発電所を運転する資格は無い。「暴風警報が発令されたことを認識していなかったのは驚き。原子力事業本部や各サイトで、防災情報を入手できるシステムになっていないといけない」と指摘した委員もいた。
甲514	「県原子力連絡協『対策不足を反省』関電幹部、クレーン倒壊など言及 / 滋賀」と題する記事	写し	平成29年 6月2日	毎日新聞社	表題及び「県の松野克樹・防災危機管理監は『多重防護体制の構築が道半ばで、再稼働を容認できる環境にない』と立場を改めて伝えた。」とあるが、多重防護体制は、「道半ば」にも達していない。気象に対する対策すら出来無いのに、予報も警報も無く、広範囲かつ多重にやってくる地震津波に対応できる訳が無い。
甲515	「使用済み核燃料 課題に関電、高浜3号機が再稼働」と題する記事	写し	平成29年 6月7日	日本経済新聞社	京都府知事、滋賀県知事が再稼働に際して前号、前々号と同様の発言をしていること。表題の通り、使用済み核燃料の問題も解決していない。結局、福島事故後も、安全性の向上も含め、何ら問題点は解決されていない。